

## 地区委員会はクラブの「相談窓口」 問い合わせ回答書

15-16 櫻木ガバナー年度地区管理運営委員会

文責：委員長 金子 公久

E-Mail：kokusai@nctv.co.jp

## 《相談窓口依頼内容の回答》

## 《貴クラブからの相談内容》

2013年手続要覧のP217の「ロータリークラブ細則」についてご質問させていただきます。

第3条選挙と任期の第5節の各役職の任期について、ロータリーは単年度制となっていると思いますが、任期の欄に1年をいれた時、理事等を再任する場合、このままの細則を使用しても問題はありませんか。また、任期を空欄にした場合は、問題がでますか。

ご回答をお願いいたします。

## 《当委員会の見解と回答》

ご相談内容に回答をさせていただきます。

まずクラブ役員の会長の場合は如何でしょう。

会長に関しては、クラブ定款の第10条 理事役員 第5節 役員選挙(b) 一部省略・・・会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務にあたるものとする。・・・規定されておりますことから、ご質問の各役員の任期も当然会長年度に役職を共に務めると考えれば、会長の就任時期と同様に、1年間と解釈すべきと考えますが、如何でしょうか。

なお、会計はクラブのお考えにより、2期2年とする場合もあります。しかし、ロータリーでは同じ役職に3期3年以上就任することは推奨されておられません。

このあたりの任期につきましては、貴クラブのお考えでお決めいただければよろしいと思います。参考になさってください。

また、ご質問の理事の再任と任期の関係ですが、理事の選任は選挙で選出され、次年度会長年度の管理主体の構成委員となります。役員が次年度7月1日から任期満了での役員の引継ぎが行われるまでの任期と解せば、1年が任期になることから理事の任期も1年と理解します。

理事は毎年選挙での選出が当然行われるべきです。よって、たとえ同じ人が選出されても厳密には単純な再任ではないと解釈できます。然し、理事の再任はクラブの事情もお有りでしょうから、クラブの皆さんと協議されればよろしいと思います。

これらの内容を考慮すれば、役職の任期を空欄にして、定款10条の規定を遵守するのも細則が定款を補足する整合性に掛けます。今回の情報をご参考にされ、クラブで検討してお決めいただければ宜しいと存じます。

これに関して再度のご質問や、別件のご質問を歓迎します。どうぞ何なりと質問をお寄せ下さい。本年度櫻木ガバナーの下、活動します地区管理運営委員会を宜しく願い申し上げます。